

令和2年度当初予算における
使用料・手数料等について

公共料金については、市民負担の公平性確保の観点と受益者負担の原則、国・県における基準等を踏まえ、市民生活に与える影響などを勘案し、必要最小限度の新設及び改定を行う。

■改定 11件

名 称	主 な 内 容																																															
國 民 健 康 保 險 料	<p>診療報酬改定などによる1人当たりの国民健康保険事業費納付金の減額に伴い、保険料を改定</p> <p>平均改定率 △0.3%</p> <p>1 保険料率（年額） (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">所得割</th> <th colspan="2">被保険者均等割</th> <th colspan="2">世帯別平等割</th> </tr> <tr> <th>改定前</th> <th>改定後</th> <th>改定前</th> <th>改定後</th> <th>改定前</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療・支援金分</td> <td>9.26%</td> <td>9.20%</td> <td>26,520</td> <td>26,520</td> <td>34,200</td> <td>32,760</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>1.99%</td> <td>2.11%</td> <td>9,000</td> <td>9,720</td> <td>6,840</td> <td>7,440</td> </tr> </tbody> </table> <p>※保険料額は、次のア、イ、ウの合計額となる。 ア 世帯の総所得 × 所得割(%) イ 被保険者均等割(1人当たり定額) × 被保険者数 ウ 世帯別平等割(1世帯当たり定額)</p> <p>2 保険料（年額） (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改定前</th> <th>改定後</th> <th>改定幅</th> <th>改定率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療・支援金分</td> <td>92,516</td> <td>91,663</td> <td>△ 853</td> <td>△0.9%</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>26,084</td> <td>28,084</td> <td>2,000</td> <td>7.7%</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>100,415</td> <td>100,168</td> <td>△ 247</td> <td>△0.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 賦課限度額 (改定前) 96万円 → (改定後) 99万円</p> <p>[告示日 : R2.4.1]</p>	区分	所得割		被保険者均等割		世帯別平等割		改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	医療・支援金分	9.26%	9.20%	26,520	26,520	34,200	32,760	介護分	1.99%	2.11%	9,000	9,720	6,840	7,440	区分	改定前	改定後	改定幅	改定率	医療・支援金分	92,516	91,663	△ 853	△0.9%	介護分	26,084	28,084	2,000	7.7%	全体	100,415	100,168	△ 247	△0.3%
区分	所得割		被保険者均等割		世帯別平等割																																											
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後																																										
医療・支援金分	9.26%	9.20%	26,520	26,520	34,200	32,760																																										
介護分	1.99%	2.11%	9,000	9,720	6,840	7,440																																										
区分	改定前	改定後	改定幅	改定率																																												
医療・支援金分	92,516	91,663	△ 853	△0.9%																																												
介護分	26,084	28,084	2,000	7.7%																																												
全体	100,415	100,168	△ 247	△0.3%																																												
介 護 保 險 料	<p>消費税率改定に合わせ、国による低所得者への負担軽減策の実施に伴い、保険料を改定</p> <p><軽減率及び月額保険料></p> <p>上段：軽減率、下段：月額保険料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象者</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1段階</td> <td rowspan="2">生活保護受給者等</td> <td>0.45</td> <td>0.375</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>2,385円</td> <td>1,988円</td> <td>1,590円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2段階</td> <td rowspan="2">世帯員全員が非課税</td> <td>0.65</td> <td>0.525</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>3,445円</td> <td>2,783円</td> <td>2,120円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3段階</td> <td rowspan="2">第1・2段階以外</td> <td>0.75</td> <td>0.725</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>3,975円</td> <td>3,843円</td> <td>3,710円</td> </tr> </tbody> </table> <p>[規則施行期日 : R2.4.1]</p>	区分	対象者	H30	R1	R2	第1段階	生活保護受給者等	0.45	0.375	0.3	2,385円	1,988円	1,590円	第2段階	世帯員全員が非課税	0.65	0.525	0.4	3,445円	2,783円	2,120円	第3段階	第1・2段階以外	0.75	0.725	0.7	3,975円	3,843円	3,710円																		
区分	対象者	H30	R1	R2																																												
第1段階	生活保護受給者等	0.45	0.375	0.3																																												
		2,385円	1,988円	1,590円																																												
第2段階	世帯員全員が非課税	0.65	0.525	0.4																																												
		3,445円	2,783円	2,120円																																												
第3段階	第1・2段階以外	0.75	0.725	0.7																																												
		3,975円	3,843円	3,710円																																												

名 称	主 な 内 容										
延 長 保 育 料	<p>民間保育園等における土曜日の延長保育の実施に伴い、週6日利用の保育料を新設</p> <p>週6日で延長保育を利用する場合 1時間延長につき月額 3歳未満児 3,600円 3歳以上児 2,280円</p> <p>[要綱施行期日 : R2. 10. 1]</p>										
子どもルーム利用料	<p>経費の増加等に対応するため、利用料を改定 また、改定に合わせ、土曜日の開所時間を延長するなど、利用者サービスを拡充するとともに、指導員不足解消のため、指導員等の処遇改善を実施</p> <p>7・8月以外 7,400円/月 → 8,500円/月 7月 8,100円/月 → 10,800円/月 8月 9,600円/月 → 11,900円/月</p> <p>[要綱施行期日 : R2. 4. 1]</p>										
アフタースクール利用料	<p>平成29年4月からのモデル事業の実施状況を踏まえ、利用料を改定 また、改定に合わせ、利用者サービスを拡充 (土曜日の開所時間を延長)</p> <p>昼間の部 7・8月以外 2,000円/月 → 3,500円/月 7月 2,000円/月 → 4,000円/月 8月 3,000円/月 → 5,500円/月 夜間の部 5,000円 (据置)</p> <p>[要綱施行期日 : R2. 4. 1]</p>										
一般廃棄物処理手数料 (家庭ごみ手数料)	<p>市民の利便性向上のため、可燃ごみ指定袋5リットルの手数料を新設</p> <p><可燃ごみ指定袋手数料></p> <table border="1"> <tr> <td>45ℓ</td> <td>30ℓ</td> <td>20ℓ</td> <td>10ℓ</td> <td>5ℓ</td> </tr> <tr> <td>36円</td> <td>24円</td> <td>16円</td> <td>8円</td> <td>4円</td> </tr> </table> <p>[条例施行期日 : R2. 9. 1]</p>	45ℓ	30ℓ	20ℓ	10ℓ	5ℓ	36円	24円	16円	8円	4円
45ℓ	30ℓ	20ℓ	10ℓ	5ℓ							
36円	24円	16円	8円	4円							
砂利採取法に基づく 認可申請手数料	<p>政令改正に伴い、砂利の採取計画の認可申請等に係る手数料を改定</p>										
土の採取計画の認可 に関する条例に基づく 認可申請手数料	<p>砂利の採取計画の認可</p> <p>新規 37,000円 → 33,900円 変更 17,000円 → 15,000円</p> <p>※土の採取計画の認可に係る手数料も同様に改定</p> <p>[条例施行期日 : R2. 4. 1]</p>										

名 称	主 な 内 容																																					
建 築 関 係 手 数 料	<p>建物の省エネ基準適合認定に係る審査手数料について、関係法令の改正に伴い、「モデル住宅法」及び「フロア入力法」による手数料を新設</p> <p><審査手数料></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>床面積 (m²)</th> <th>住宅性能基 準</th> <th>住宅仕様基 準</th> <th>モデル住宅法</th> <th>フロア入力法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">戸 建</td> <td>200未満</td> <td>33,500円</td> <td>17,100円</td> <td>17,100円</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>200以上</td> <td>37,400円</td> <td>18,400円</td> <td>18,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">共 同 住 宅</td> <td>300未満</td> <td>67,600円</td> <td>32,200円</td> <td></td> <td>32,200円</td> </tr> <tr> <td>300～2,000未満</td> <td>112,800円</td> <td>55,800円</td> <td></td> <td>55,800円</td> </tr> <tr> <td>2,000～5,000未満</td> <td>192,200円</td> <td>101,100円</td> <td></td> <td>101,100円</td> </tr> <tr> <td>5,000以上</td> <td>275,400円</td> <td>152,900円</td> <td></td> <td>152,900円</td> </tr> </tbody> </table> <p>[条例施行期日：公布の日]</p>		床面積 (m ²)	住宅性能基 準	住宅仕様基 準	モデル住宅法	フロア入力法	戸 建	200未満	33,500円	17,100円	17,100円		200以上	37,400円	18,400円	18,400円	共 同 住 宅	300未満	67,600円	32,200円		32,200円	300～2,000未満	112,800円	55,800円		55,800円	2,000～5,000未満	192,200円	101,100円		101,100円	5,000以上	275,400円	152,900円		152,900円
	床面積 (m ²)	住宅性能基 準	住宅仕様基 準	モデル住宅法	フロア入力法																																	
戸 建	200未満	33,500円	17,100円	17,100円																																		
	200以上	37,400円	18,400円	18,400円																																		
共 同 住 宅	300未満	67,600円	32,200円		32,200円																																	
	300～2,000未満	112,800円	55,800円		55,800円																																	
	2,000～5,000未満	192,200円	101,100円		101,100円																																	
	5,000以上	275,400円	152,900円		152,900円																																	
下 水 道 使 用 料 (生活保護世帯等減免措置)	<p>生活保護受給者等の生活扶助に下水道使用料が含まれていることから、負担の適正化を図るため、生活保護世帯等への全額減免措置を段階的に廃止</p> <p>令和2年 4月 新規申請の受付停止 10月 全額減免 → 一部減免 令和3年10月 廃止</p> <p>[要綱施行期日：R2. 4. 1]</p>																																					
消 防 関 係 手 数 料 (高圧ガス容器検査関係)	<p>関係法令の改正に伴い、高圧ガス容器に係る検査手数料の区分に「圧縮水素自動車燃料装置用容器」を追加</p> <p><高圧ガス容器に係る検査手数料></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">改正前</th> <th colspan="3">改正後</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>内容積</th> <th>手数料</th> <th>区分</th> <th>内容積</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">①繊維強化プラスチック複合容器 ②圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器</td> <td>150ℓ以上</td> <td>320円に10ℓ又は10ℓに満たない端数を増すごとに57円を加算</td> <td>①繊維強化プラスチック複合容器 ②圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器 ③圧縮水素自動車燃料装置用容器</td> <td rowspan="5">改正なし</td> <td rowspan="5">改正なし</td> </tr> <tr> <td>30～150ℓ未満</td> <td>320円</td> </tr> <tr> <td>5～30ℓ未満</td> <td>260円</td> </tr> <tr> <td>1～5ℓ未満</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>1ℓ未満</td> <td>150円</td> </tr> </tbody> </table> <p>[条例施行期日：R2. 4. 1]</p>	改正前			改正後			区分	内容積	手数料	区分	内容積	手数料	①繊維強化プラスチック複合容器 ②圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器	150ℓ以上	320円に10ℓ又は10ℓに満たない端数を増すごとに57円を加算	①繊維強化プラスチック複合容器 ②圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器 ③圧縮水素自動車燃料装置用容器	改正なし	改正なし	30～150ℓ未満	320円	5～30ℓ未満	260円	1～5ℓ未満	160円	1ℓ未満	150円											
改正前			改正後																																			
区分	内容積	手数料	区分	内容積	手数料																																	
①繊維強化プラスチック複合容器 ②圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器	150ℓ以上	320円に10ℓ又は10ℓに満たない端数を増すごとに57円を加算	①繊維強化プラスチック複合容器 ②圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器 ③圧縮水素自動車燃料装置用容器	改正なし	改正なし																																	
	30～150ℓ未満	320円																																				
	5～30ℓ未満	260円																																				
	1～5ℓ未満	160円																																				
	1ℓ未満	150円																																				